

## 公益財団法人群馬県交通安全協会協賛店制度実施要綱

平成26年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）と本制度に協賛した事業所（以下「協賛店」という。）が協力体制を確立することにより、本会の活動事業を推進し、もって交通事故防止及び協賛店の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員証 免許会員及び個人会員（以下「会員」という。）に交付された会員証をいう。
- (2) 協賛店 協賛店制度に賛同し、会員証を提示した会員へのサービス提供、本制度の普及・会員加入促進に協力する店舗等をいう。
- (3) サービス 協賛店が任意で定めた割引、商品サービス及びポイント等の優遇措置をいう。
- (4) 協賛店証 協賛店表示ステッカー（別記様式第1号）をいう。
- (5) サービス表示ポスター 協賛店が任意で定めた割引等を表示するポスターをいう。

### (双方の義務)

第3条 本会及び協賛店は、信義を重んじ誠実に契約を履行するものとする。

### (基本原則)

第4条 実施要綱の基本原則は次のとおりとする。

- (1) 本会会員が等しく利益を享受できるよう配慮するものとする。
- (2) 会員及び協賛店の意見を尊重するものとする。
- (3) 協賛店は、会員に対して、等しくサービスの提供を行うものとする。
- (4) 協賛店は、会員に対して、商品を販売するとき若しくは利用させるときは一定率の割引をするものとする。
- (5) 前号に定めた割引率は、一方の申し出に基づき、地区交通安全協会（以下「地区安協」という。）と協賛店両者が協議の上、これを変更できるものとする。
- (6) 販売価格及び割引率は、地区安協と協賛店で協議して定めるものとする。
- (7) 協賛店は会員に対して商品を販売するとき若しくは利用させるときは、会員証の提示を求め、会員であることを確認するものとする。

### (免責事項)

第5条 協賛店が会員に対して販売した商品代金若しくは利用料金の決済等、協賛店

と会員との権利義務に関する事項及び取引上の事故等の会員に対する一切の責任は協賛店に属し、本会はその責めに任じない。

(協賛店の範囲)

第6条 協賛店は、原則として、県内に所在する店舗、施設、企業等に限る。ただし、県外所在の店舗、施設、企業等で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 県内に支店等が所在するとき。
- (2) 会員が訪れて利用するものであると本会が認めたとき。

2 前項にかかわらず、店舗、施設、企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店として登録することができない。

- (1) 暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に関与している店舗、施設、企業等。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、企業等。
- (3) 性風俗関連特殊営業を営む店舗、施設、企業等。
- (4) その他、協賛店制度の目的にそぐわないと本会が認めたとき。

(登録申込み)

第7条 本制度に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、協賛店登録申込書(別記様式第2号)により所在地の地区安協に申し込むとともに、協賛店契約書(別記様式第3号)により地区安協と協賛店契約を締結するものとする。ただし、複数の地区安協管内に店舗等を有する事業者の場合は、本会事務局において、一括して申し込みを受けることができる。

2 地区安協は、前項の申し込みを受けたときは、内容を確認の上、協賛店の登録を行うことができる。この場合、必要に応じて登録申請する店舗等に対し、電話や訪問による確認を行うものとする。

3 第1項により、申し込みを受けた地区安協は、速やかに協賛店登録申込書及び協賛店契約書の写しを作成して、本会事務局へ送付するものとする。

(登録変更)

第8条 協賛店が第7条第1項の協賛店登録申込書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、協賛店登録内容変更届(別記様式第4号)により所在地の地区安協に届け出るものとする。ただし、複数の地区安協管内に店舗等を有する事業者の場合は、本会事務局において、一括して届出を受けることができる。

2 前項により、届出を受けた地区安協は、速やかに協賛店登録内容変更届の写しを作成して、本会事務局へ送付するものとする。

(協賛店証の交付等)

第9条 協賛店登録した店舗等には、協賛店証を交付する。

2 第7条第1項の協賛店登録申込書に記載された登録情報は、本会ホームページ及び小冊子「群馬県交通安全協会のご案内(協賛店ガイドブック)」等の本会媒体に

掲載し、会員サービス情報に使用する。

(協賛店証等の取扱い)

第10条 協賛店は、協賛店証等の取扱いについて、次に掲げることに留意する。

- (1) 協賛店証 店舗等の入口、ドア付近など、来店者が見やすいところに貼付する。
- (2) サービス表示ポスター 提供するサービス内容を所定の欄に記載し、来店者が確認しやすいところに掲示する。
- (3) 内容の変更 サービス内容を変更するときは、速やかに表示ポスターの記載を変更するとともに、変更内容を所在地の地区安協に報告する。

(協賛の終了)

第11条 協賛店が協賛を終了しようとするときは、あらかじめ、協賛店協賛終了届(別記様式第5号)により、所在地の地区安協に届け出るものとする。ただし、複数の地区安協管内に店舗等を有する事業者の場合は、本会事務局において、一括して届出を受けることができる。

2 前項により、届出を受けた地区安協は、速やかに協賛店協賛終了届の写しを作成して、本会事務局へ送付するものとする。

(契約の解除)

第12条 本会は、協賛店が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 破産宣告又は銀行等金融機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 公序良俗に反し又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他、協賛店として不相当と認めたとき。

(契約の期間)

第13条 協賛店の契約期間は、契約の日から1年間とする。ただし、契約期間満了1か月前までに双方いずれからも契約解除の意思表示がないときは、更に1年間この契約を自動更新するものとし、その後も同様とする。

(協賛店の終了等)

第14条 協賛店の終了又は契約解除となったときは、速やかに、協賛店証及びサービス表示ポスターを撤去すること。

(個人情報取扱い)

第15条 本会は、協賛店制度の事務を遂行するため、必要な情報の収集、利用、管理、廃棄等の協賛店登録情報については、適正に取り扱うものとする。

2 本会は、協賛店登録の非公開情報は、協賛店利用者及び他の協賛店等に提供しないものとする。

(共通展開)

第16条 本会は、会員が特典を受けられることができる機会を増大させるとともに、本

制度の普及・会員加入促進を図るため、本会協賛店制度と同様の制度を行う他県交通安全協会と相互連携を図るものとする。

(その他必要事項)

第17条 この要綱で定めるもののほかに必要な事項は、地区安協と協賛店が協議し、別に定めることができる。この場合において、地区安協は、「別に定めた事項」を本会事務局に報告するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日（公益法人設立の日）から施行する。
- 2 会員賞揚交通安全協会協賛店制度実施要綱（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附則（平成27年11月16日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和2年9月23日改正）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。